

令和4年台風第14号に伴う災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する 給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用について

このことについて、下記のとおり、案内しますので、確認をお願いします。
詳細については、学生生活支援課2番窓口でお尋ねください。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
9 県 286 市町村 (山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県)	9 月 17 日 9 月 18 日
2 3 市町 (静岡県)	9 月 2 3 日

※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ（1年以内の災害救助法適用地域）をご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiiki/genzai.html>

※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金 家計急変採用 家計急変の事由及び証明類

家計急変の事由	証明書類
D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由A～C（「給付奨学金案内一家計急変」等を参照）のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・ 罹災証明書

3 貸与奨学金 緊急採用・応急採用

(1) 貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金）	2022年9月以降で申込者が希望する月	2023年3月（注）
応急採用（第二種奨学金）	2022年4月以降で申込者が希望する月	修業年限の終了月まで

4 JASSO災害支援金 学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

※詳細については、学生生活支援課2番窓口でお尋ねください。